

## 「基本構想素案」の修正について

## 1 経緯

平成24年10月19日に開催された第6回総合計画審議会において、基本構想素案の第2章『まちづくりの主な課題』、第3章『まちづくりの大綱』、及び第4章『基本構想の実現に向けて』の内容の一部についてご指摘をいただき、起草委員会で再度協議することとなりました。併せて、その他の部分についても起草委員会で若干の修正を加え、改めてご提案するものです。

## 2 審議会での指摘内容及び対応

## (1) 第2章「まちづくりの主な課題」

指摘：P3の健康・福祉分野の“社会の動向・課題”において、「また、一人ひとりが健やかに暮らせるよう、医療・介護等の環境の充実や、病気予防に向けた取組の充実、それぞれの能力に応じて活動できる環境づくりなどが求められています。」との一文について、「病気予防」という言葉が気になるうえに、文章中に「医療・介護等」との表現があることから、介護予防という視点も踏まえて、「病気」を削除して「予防」とすることを提案する。

対応：ご指摘のとおり、「病気予防」を「予防」に修正します。

## (2) 第3章「まちづくりの大綱」

## ① 健康・福祉分野

指摘：P8の『(1)健康づくりの推進』の“市の役割”として、健康診査と健康指導という予防対策に加えて、早期発見、早期治療が難しい疾病を患わないとの視점에立ち、適切なワクチン接種が重要と考えるので、その点を追加してほしい。

提案：予防接種については市の“重点的取組”で既に触れていることから、ご指摘の内容を踏まえ、“重点的取組”の2項目目を「適切な予防接種のための環境整備や健康診査の充実と合わせ、市民の負担のあり方について検討します。」との文言に修正することを提案します。

指摘：P10の『(3)高齢者サービスの充実』において、“市の役割”では介護予防に触れているが、介護予防は市民の方々にまだ浸透しておらず、今後は自らのこととして市民の方々に考えていただくことが必要と感ずるため、“市民の役割”にも介護予防に関する項目を記載してほしい。

提案：ご指摘の内容を踏まえ、“市民の役割”に「高齢者自身が介護予防の必要性に気付き、元気なうちから健康づくりの一環として、日常生活の中で介護予防に取り組む。」との項目の追加を提案します。

指摘：P 1 0の『(3) 高齢者サービスの充実』において、終末期医療の問題に対する対応について、何らかの形で“市の役割”に加えてほしい。

提案：ご指摘の内容を踏まえ、“市の役割”に「安心して在宅で療養生活が送れるよう、在宅療養支援窓口の設置や緩和ケア、終末期医療等の新しい医療ニーズにも応えられる体制づくりを図る。」との項目の追加を提案します。

指摘：P 1 1の『(4) 障害者サービスの充実』の“めざすまちの姿”の1番目の項目について、「障害のあるなしに関わらず、誰もが」との表現となっているが、高齢者の基本施策においては「高齢者が」との表現で統一されているため、「障害のある人が」と修正することを提案する。併せて、‘障害のある人’や‘障害のある市民’、‘障害者’などの表記が混在しているのは好ましくないため、‘障害のある人’に統一した方が良いと感じる。

対応：ご指摘のとおり、「障害のあるなしに関わらず、誰もが」を「障害のある人が」に改めるとともに、他の箇所についても‘障害のある人’に統一します。

指摘：P 1 1の『(4) 障害者サービスの充実』の“めざすまちの姿”の2番目の項目について、「障害を一つの個性として理解を深め、」との表現があるが、軽度の知的障害をお持ちの方に対しては使われるものの、重度身体障害や先天的な内部障害をお持ちの方々に対しても‘個性’との表現を使用することは相応しくないため、「障害に対する理解を深め、」に修正することを提案する。

対応：ご指摘のとおり、「障害に対する理解を深め、」に修正します。

指摘：P 1 1の『(4) 障害者サービスの充実』の“市民の役割”の2番目の項目が「障害のある人が困っていたら気軽に声掛けする思いやりの気持ちを持つ。」となっているが、小さな子どもに言い聞かせているような印象を受けるため、「障害のある人が困っていたら、ためらわずに声をかけ、手助けする。」に修正することを提案する。

対応：ご指摘のとおり、「障害のある人が困っていたら、ためらわずに声をかけ、手助けする。」に修正します。

指摘：P 1 1の『(4) 障害者サービスの充実』の“市の役割”の2番目の項目について、“社会参画”は誤植であるため“社会参加”に改めるとともに、「働く機会や交流の場、活動の場の提供を行うとともに、」との表現について、市民検討協議会の中でも障害の分野ではグループホームやケアホーム等の施設不足が指摘されていることから、住まいも必要との認識に立ち、“活動の場”の後に“等”を加えることを提案する。

対応：ご指摘のとおり、「地域の中で自己実現と社会参加を図れるよう、働く機会や交流の場、活動の場の提供等を行うとともに、」に修正します。

指摘：P 1 1の『(4) 障害者サービスの充実』の“重点的取組”について、より詳しく丁寧に表現するために、「障害のある人が、自己実現、社会参加が図られるよう、就労支援と活動の場等の充実に努めます。」と「障害のある人が、地域の中で安心して快適に暮らし続けられるようなサービス基盤の向上に取り組みます。」の2つに分けることを提案する。

対応：ご指摘のとおり、“重点的取組”を「障害のある人が、自己実現、社会参加が図られるよう、就労支援と活動の場等の充実に努めます。」、及び「障害のあ

る人が、地域の中で安心して快適に暮らし続けられるようなサービス基盤の向上に取り組みます。」に修正します。

**指摘**：P 1 1の『(4) 障害者サービスの充実』において、障害のある方が単身であっても健常者と同様に地域で安心して暮らしていくためには、社会生活上のコミュニケーション支援が欠かせないことから、その点を追加してほしい。

**提案**：ご指摘の内容を踏まえ、“市の役割”の2項目目に、「コミュニケーション支援や移動支援等のサービスを充実させ、障害のある人の自立生活を支援する。また、障害に対する市民の理解を深め、障害のある人の社会参加を促進する。」との文言の追加を提案します。

## ② 生活・環境分野

**指摘**：P 1 8の『(4) 循環型社会の形成』において、‘ごみ’の表記について平仮名とカタカナが混在しているため、他の計画との整合性を取って平仮名に統一してほしい。

**対応**：ご指摘のとおり、平仮名の‘ごみ’に統一します。

**指摘**：P 1 8の『(4) 循環型社会の形成』において、市では生ごみの再資源化を目指していることから、その趣旨を“市の役割”に反映させてほしい。

**提案**：生ごみの再資源化はごみ減量を進めるうえでポイントとなることから、市の“重点的取組”に「燃やすごみの約半分が生ごみであることから、ごみの減量及びリサイクル化を推進するため、水切りの徹底及び生ごみの再資源化に取り組みます。」との項目の追加を提案します。

## ③ 文化・学習分野

**指摘**：P 2 2の『(2) 男女共同参画の拡大』において、“市民の役割”の2番目の項目として「女性は、審議会や協議会等へ積極的に参加し、幅広い意見を提供する。」とあるが、全体としては女性の審議会や協議会等への参画が少ない現状を改善すべく、“重点的取組”の「更なる意識啓発に努めます。」との表現を、「更なる意識啓発とともに、参画のための条件整備に努めます。」と改めてほしい。

**対応**：ご指摘のとおり、“重点的取組”を「男女共同参画の推進に向け、関連団体等との連携を強化し、更なる意識啓発とともに、参画のための条件整備に努めます。」に修正します。

**指摘**：P 2 7の『(7) 学校教育の充実』の基本施策名称について、学校教育法には幼児教育も含まれるが、‘学校教育’という表現では一般の市民の方には小学校以降の教育と受け取られかねないうえに、これからは学校が地域や家庭と連携して教育を進めることが重要となることから、名称を『教育の充実』や『公教育の充実』など、他の言葉に変更できないか検討してほしい。

**提案**：『教育の充実』との名称案については、当該基本施策を超えて文化・学習分野の他の基本施策も包含する印象を与えてしまう懸念があります。また、『公教育の充実』との名称案については、公立・私立の区分など、基本施策のターゲットについて新たな誤解が生じかねず、また、他の言葉への置き換えも難しいと

考えます。しかしながら、学校・保護者・地域社会が連携を深めながら教育活動を充実させていくとの方向性については、ご指摘のとおり揺るがないものと認識していることから、具体的な施策展開を規定する基本計画において、学校が保護者や地域住民と一体となった取組を推進し、地域ぐるみで子ども達の‘生きる力’を育てていく旨を明記することを提案します。

#### ④ 都市基盤・産業分野

**指摘：** P 3 1 の『(2) まちの拠点整備』において、“市の役割”の2番目の項目にある「沿道の景観形成を進め、けやき並木を活用した魅力あるまち並みづくりを進める。」との表現について、‘まち並みづくり’では景観だけに限定されてしまう懸念があり、より広範なまちづくりの視点を加えてまちの活性化に繋げる趣旨から、「けやき並木と調和のとれた景観誘導を進め、歩行者専用道路化を視野に、けやき並木を活用したまちづくりを推進し、活性化を図る。」と修正してほしい。

**指摘：** 前述の修正案について、8年間という基本構想の期間を踏まえると、平成33年にはけやき並木通りは歩行者専用道路となっていることが望ましいことから、「歩行者専用道路化を視野に、」との部分については、もう少し踏み込んだ表現を検討してほしい。

**提案：** ご指摘の内容を踏まえ、“市の役割”の2番目の項目全体について、「長期的視点に立ち、けやき並木の保護対策に取り組むとともに、けやき並木と調和のとれた景観誘導を進める。併せて、けやき並木通りの歩行者専用道路化を着実に推進したうえで、けやき並木を活用したまちづくりを進め、まちの活性化を図る。」に修正することを提案します。

#### ⑤ 行財政運営分野

**提案：** P 3 6 の『(1) 市民の参画意欲を高める市政運営』の“市民の役割”の2項目目について、審議会からの指摘ではございませんが、市民がやるべきことか疑問が残るため、市民検討協議会からの提言書の文言を生かし、「市政への関心が低い市民を巻き込み、共に市民協働を進める機運を高めていく。」に修正することを提案します。

**提案：** P 3 7 の『(2) 経営的視点に立った市政運営』の“めざすまちの姿”の1項目目について、審議会からの指摘ではございませんが、より適切な表現とするために、「経営資源を・・・公正に活用した市政運営」を「経営資源を・・・適正に活用した市政運営」に修正することを提案します。

**提案：** P 3 7 の『(2) 経営的視点に立った市政運営』の“市の役割”の1項目目について、審議会からの指摘ではございませんが、より適切な表現とするために、「生産性の高い組織づくり」を「実効性の高い組織づくり」に修正することを提案します。

**提案：** P 3 7 の『(2) 経営的視点に立った市政運営』の“市の役割”の3項目目について、審議会からの指摘ではございませんが、より適切な表現とするために文章の組み立てを改め、「長期的な視点に立ち、将来世代に負担を残さないよ

う、市が保有する公共施設や社会資本などの公共資産の維持管理および更新を推進する。」と修正することを提案します。

指摘：P 38の『(3) 継続的かつ安定的な市政運営』において、“重点的取組”の1番目の項目があまりにも具体的であり、内容についても、行政では窓口業務の効率化が図れないために民間に丸投げするとの印象を与えかねないため、「市民の目線による窓口対応の改善に向けて、窓口業務の効率化や効果的な対応システムの推進に取り組みます。」と修正すべきではないか。

対応：ご指摘の趣旨を踏まえ、‘窓口対応システム’との表現を‘窓口対応体制’としたうえで、“重点的取組”を「市民の目線による窓口対応の改善に向けて、窓口業務の効率化や効果的な対応体制の推進に取り組みます。」に修正することを提案します。

### (3) 第4章「基本構想の実現に向けて」

対応：P 40の『1 協働によるまちづくり』について、審議会からの指摘ではございませんが、中段の「身近な地域課題を解決のために」は記載誤りのため、「～解決するために」に修正します。

指摘：P 40の『1 協働によるまちづくり』の“市の役割”について、P 28の文化・学習分野のまちづくりの大綱『(9) 市民との協働体制の構築』にある「近隣の大学や事業者との連携を進め、知的・人的・物的資源の地域への還元を促進する。」との“市の役割”を再度強調するため、ここでも事業者や大学の地域貢献活動を支援する旨を明記してほしい。

提案：ご指摘の内容を踏まえ、“市の役割”に「近隣の大学や事業者などの地域貢献活動を促進し、必要な支援を行う。」との項目の追加を提案します。

提案：P 41の『2 進行管理について』のイメージ図について、審議会からの指摘ではございませんが、基本計画における施策体系図の協議において“重点プロジェクト”を見やすく示すべきとの議論となったことから、基本構想においても、総合計画全体の中での“重点プロジェクト”の位置付けがより分かりやすいイメージ図に修正することを提案します。

### (4) その他

提案：審議会からの指摘ではございませんが、基本構想と基本計画との関係が表現の仕方で市民に分かりづらいとの意見があり、協議した結果、資料3基本構想素案の目次に後に、総合計画の考え方について説明を入れることで市民に分かりやすく修正することを提案します。